

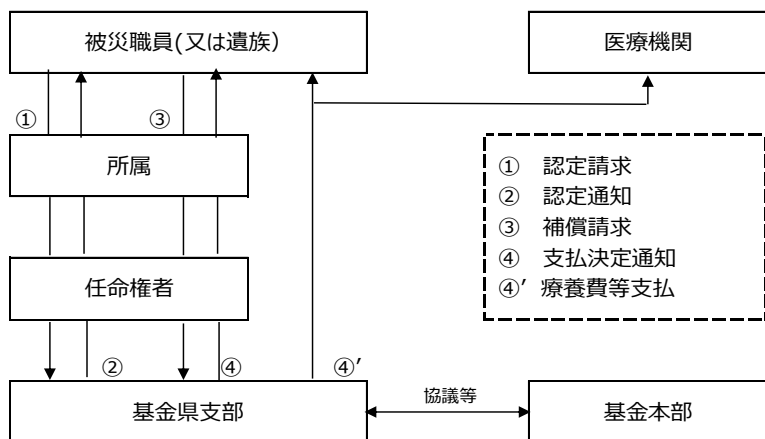
担当 安浦共同事務センター

旬の美味しいものがたくさん出回るこの季節、自然の恵みに感謝して秋の味覚を楽しみませんか。今号は「地方公務員災害補償制度」についてお知らせします。

地方公務員には公務遂行又は通勤に伴って生じた災害に対して補償を行う「地方公務員災害補償制度」があります。

- 発生した災害が公務災害又は通勤災害であることについて「認定」を受ける必要があります。
- 公務災害又は通勤災害と認定された災害についてのみ「補償」を受けることができます。
- 認定及び補償は、被災職員等からの請求に基づいて行うことになっています。

~~~~~認定・補償事務の流れ~~~~~



**公務災害の認定基準**

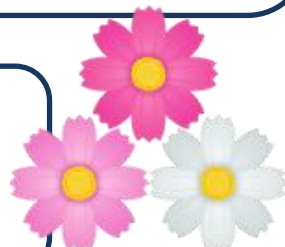
「公務遂行性」と「公務起因性」のいずれもが認められる場合に公務災害と認められます。

**公務上の負傷と認められるケース**

- 自己の職務を遂行中の負傷
- 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷
- 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷
- 救助行為中の負傷
- 防護行為中の負傷
- 出張又は赴任の期間中の負傷（合理的経路又は合理的方法によらない順路にある場合等を除く。）
- 設備の不完全・管理上の不注意などによる負傷 など

**公務上の疾病と認められるケース**

- 公務上の負傷に起因する疾病
- 職業性疾病
- その他公務に起因することが明らかな疾病



## 通勤災害の認定基準

公務災害の場合と同様に、「通勤遂行性」と「通勤起因性」により該当するかどうかを認定します。

通勤とは「職員が、勤務のため、住居等と勤務場所との間の移動を合理的な経路及び方法により行うこと」です。

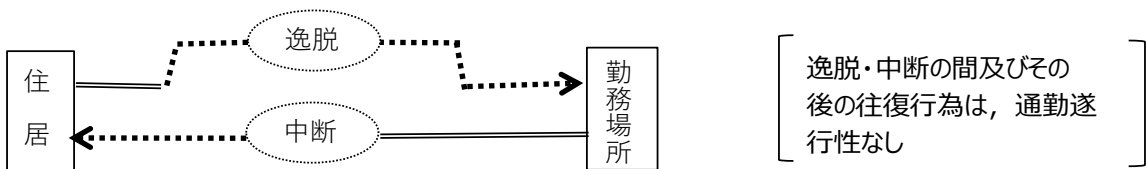
原則、通勤とは関係のない目的で、**逸脱**（合理的な経路からそれること）や**中断**（合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うこと）の間は通勤災害の対象になりません。

ただし、日常生活上必要な行為をおこなうための最小限度の逸脱・中断である場合には、合理的経路・方法に復した後は通勤災害の対象になります。（この場合でも、逸脱・中断の間は、通勤災害の対象にはなりません。）

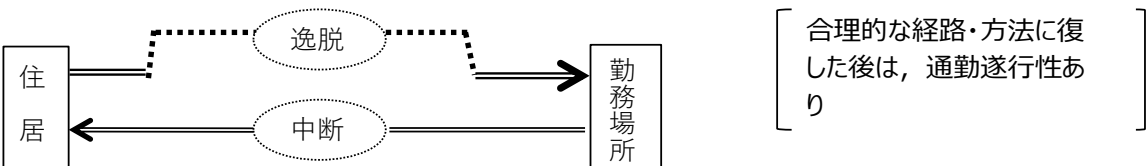
### ○ 逸脱・中断がない場合（合理的経路・方法）



### ○ 逸脱又は中断した場合（原則）



### ○ 日常生活上必要な行為を行うための最小限度の逸脱・中断をした場合



## サービス「一問一答」!



### Q1: 出張で自家用車を用いた場合、合理的方法と認められますか？

A1: 出張の手段として自家用車が認められている場合には、特に問題ありません。  
自家用車公務使用登録簿などの書類を添付する必要があります。

### Q2: 通勤届と異なる経路での通勤途上に事故に遭いました。 この場合は、合理的な経路と認められますか？

A2: 合理的経路とは、社会通念上、移動に用いられる経路のうち、一般に職員が用いると認められる経路をいい、定期券による経路、通勤届による経路などのほか、定期券又は通勤届による経路ではないが、通常これと代替する経路、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路、ガソリン補給のために迂回する場合などの通勤に伴う合理的必要行為のための経路などは、合理的経路に該当しますが、特別の事情がなく著しく遠回りとなる経路などは、合理的な経路とは認められません。